

感染症のマニュアル

- ①県からの感染症発令があった場合は必要がある場合、保護者へ通達する。
- ②グループ内で感染者がでた場合、また流行の気配を感じた時点で保護者へその病名、詳しい症状を掲示板、おたよりにて知らせていく。
- ③保育中に感染症の疑いのある病気の子どもを発見したときは園医に相談して指示をうけ、保護者との連絡を密にし、必要な処置をする。
- ④園内で感染症の発生が分かったときには、他の保護者にも連絡をとる。
感染症にかかった子どもについては園医や、かかりつけの医師の指示に従うよう保護者の協力を求める。
- ⑤特に学校伝染病として定められている病気にかかった子どもが、園に再び、登園するときは、その出席停止期間を基本とし、子どもの回復状況に応じて他児への感染の防止が図られるよう、保護者に指導する。